

輸出貿易管理令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

改正案	現行
<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 経済産業大臣は、別表第二の三五の二の項（二）及び四三の項の中欄に掲げる貨物については、他の法令による輸出の許可又は確認を受けている場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。</p> <p>（特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし</p>	<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 経済産業大臣は、別表第二の三五の二の項（二）、<u>四二及び四三の項の中欄に掲げる貨物については、他の法令による輸出の許可若しくは確認を受けている場合又は他の法令による輸出の免許を受けている者が輸出する場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。</u></p> <p>（特例）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三五の三の項（一）及び（六）並びに三七から四五までの項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては経済産業大臣が告示で定めるもの）に限り、同表の四二の項の中欄に掲げる貨物にあつては向精神薬であつて麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の十一第二号の規定に該当する者が輸出するものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし</p>

、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

ロ・ハ （略）

三 別表第二の三五の二の項（二）に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十条第二項（同法第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとするとき。ただし、別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合を除く。

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄並びに三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に輸入して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4 （略）

、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一及び三六の項の中欄に掲げる貨物

ロ・ハ （略）

三 別表第二の三五の二の項（二）に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十条第二項（同法第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとするとき。

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合、一時的に輸入して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4 （略）

(権限の委任)

第十一条 次に掲げる経済産業大臣の権限は、税関長に委任されるものとする。

- 一 別表第二の三九から四一まで及び四三の項の中欄に掲げる貨物(同表の四三の項の中欄に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)に係る第二条第一項の規定による承認の権限

二 (略)

附則

1・2 (略)

- 3 平成二十七年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物(別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物(別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、二八から三〇まで、三二、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。

別表第一(第一条、第四条関係)

(権限の委任)

第十一条 次に掲げる経済産業大臣の権限は、税関長に委任されるものとする。

- 一 別表第二の三九から四三までの項の中欄に掲げる貨物(同表の四三の項の中欄に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)に係る第二条第一項の規定による承認の権限

二 (略)

附則

1・2 (略)

- 3 平成二十七年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物(別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物(別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、二八から三〇まで、三二、三三及び三五から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。)の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。

別表第一(第一条、第四条関係)

	一	二
貨物	(略)	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ～ (三十八) (略)</p> <p>(三十九) 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品</p> <p>(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器</p> <p>(四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 雷管の部分品</p> <p>(四十二) (略)</p> <p>(四十三) トリチウム又は重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置</p> <p>(四十四) ～ (五十) (略)</p> <p>(五十一) レニウム、レニウム合金又</p>
地域	(略)	(略)

	一	二
貨物	(略)	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ～ (三十八) (略)</p> <p>(三十九) 機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレイミングカメラ又はこれらの部分品</p> <p>(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器</p> <p>(四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(四十二) (略)</p> <p>(四十三) トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置</p> <p>(四十四) ～ (五十) (略)</p> <p>(新設)</p>
地域	(略)	(略)

七	四 六	三 の 二	三	はレニウムタンゲステン合金の一次 製品 (五十二) 防爆構造の容器
(九) サンプリグオシロスコープ	(略)	(二) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 (略) 2 発酵槽又はその部分品 3～8 (略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

七	四 六	三 の 二	三	(新設)
(九) デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置又はこれらの試験用の磁気テープ	(略)	(二) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 (略) 2 発酵槽 3～8 (略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

			八	(十) ～ (二十二) (略)
			九	(略)
一一	一〇	次に掲げる貨物(4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ・ (二) (略) (三) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置 (四) ～ (五) (略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (五の四) (略) (五の五) インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品 (六) (一) から (三) まで若しくは (五) から (五の五) までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品 (七) ～ (十一) (略)	(略)
				(略)

			八	(略)
			九	(略)
一一	一〇	次に掲げる貨物(4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ・ (二) (略) (三) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品 (四) ～ (五) (略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (五の四) (略) (新設) (六) (一) から (三) まで若しくは (五) から (五の四) までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品 (七) ～ (十一) (略)	(略)
				(略)

四二	四一 三六 一		三五の 三	一 二 三 五の二		一 二 三 一六
削除	(略)	(六) (略)	(二)～(四) (五) 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号) 第十六条 第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物(一)に掲げるものを除き、同号に掲げる物にあつては経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	(略)	貨物	(略)
	(略)		(略)	(略)	地域	(略)

別表第二(第二条、第四条、第十一条関係)

四二	四一 三六 一		三五の 三	一 二 三 五の二		一 二 三 一六
麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に	(略)	(六) (略)	(二)～(四) (五) 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号) 第十六条 第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物(一)に掲げるものを除く。)	(略)	貨物	(略)
全地域	(略)		(略)	(略)	地域	(略)

別表第二(第二条、第四条、第十一条関係)

四三 四四		
(略)		
(略)		

別表第三の二(第四条関係)
 アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

四三 四四		
(略)	<p>規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬並びにこれらの用具、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第一条に規定する大麻及びその用具、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三条第二号に規定するあへん及びその用具並びに同条第三号に規定するけしから並びに覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤及びその用具並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料</p>	
(略)		

別表第三の二(第四条関係)
 アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン